

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月5日(木) 13:25~14:17

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 12人

会長 6番 井上 利彦
委員 1番 上甲 覚
2番 土居 裕子
3番 阿部 弘喜
4番 高野 晃一
7番 兵頭 英樹
8番 米田 慎一郎
9番 濱本 虎夫
11番 松本 虎彦
12番 木野本 伸行
13番 梶原 知樹
14番 津田 正利

②欠席委員 2人

5番 大野 信幸
10番 中田 初美

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第18号 時効取得について
日程第4 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)
日程第5 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)
日程第6 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)
日程第7 報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)
日程第8 報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)
日程第9 報告第24号 利用権設定解除について
日程第10 報告第25号 利用権設定解除について
日程第11 報告第26号 利用権設定解除について
日程第12 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について(贈与)
日程第13 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について(贈与)
日程第14 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について(売買)
日程第15 議案第22号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 出席した事務局職員

主任 中村 吉裕
主事 宮本 聖真

7. 会議の概要

- 事務局 | それではただいまから、9月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、井上会長からご挨拶をお願いします。
- 会 長 | (井上会長・あいさつ)
- 事務局 | ありがとうございます。
それでは、議事に入らせていただきます。
これより議事進行は、井上会長をお願いします。
- 議 長 | ただいまから、9月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
なお、5番、大野委員、10番、中田委員は欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。
- 議 長 | 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただきますこと、ご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
それでは、2番、土居委員、8番、米田委員にお願いいたします。
- 議 長 | 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。
よって、会期は、本日の1日と決定しました。
- 議 長 | 次に、日程第3、「報告第18号 時効取得について」を事務局から説明をお願いします。
- 事務局 | それでは、1ページの、報告第18号をご覧ください。
(報告書説明)
時効取得とは、民法第162条で、「20年間、所有の意思を持って、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」となっています。この場合、農地法第3条による許可は不要となります。
以上で説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑はありませんか。
（質疑なし）
質疑がないようですので、次に移ります。

議長 　　日程第4～8、「報告第19号から23号まで、農地法第3条の相続による届出について」一括して事務局から、説明をお願いします。

事務局 　　それでは、2ページの、報告第19号をご覧ください。
（報告説明）
つづいて、3ページの、報告第20号をご覧ください。
（報告説明）
4ページ、報告第21号をご覧ください。
（報告説明）
5ページ、報告第22号をご覧ください。
（報告説明）
6ページ、報告第23号をご覧ください。
（報告説明）
農地法の相続の届出になりますので、許可の対象外となっております。よろしく願いいたします。

議長 　　日程第9～11、「報告第24号から第26号、農用地利用権設定解除申出について」事務局から、説明をお願いします。

事務局 　　それでは、7ページ、報告第24号をご覧ください。
（報告書説明）
つづいて、8ページ、報告第25号をご覧ください。
（報告書説明）
9ページ、報告第26号をご覧ください。
（報告書説明）
解除届出は3件、令和6年8月13日、19日に伊方町長に提出されたものです。
経緯は、県が事業主体の畑管修繕事業を受けるため、農地中間管理機構を活用した貸借が補助要件になっておりますので、個人かんの貸借を一旦、解除します。再設定は、議案第22号で説明します。
以上で説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局からの説明がありましたが、内容について、質疑はありませんか。
（質問・意見なし）
質疑がないようですので、次に移ります。

議 長 日程第11～12 議案第19号～20号「農地法第3条の規定による許可申請（贈与）について」同一議案なので一括して議題といたします。

なお、質疑はそれぞれ行います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第3条では、農地又は採草放牧地について所有権移転する場合は、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないこととなっており、譲渡人は、農地法3条の贈与を適用し、所有権移転を行う。譲受人は、贈与された農地の管理を行うことになっています。

それでは、10ページの議案第19号をご覧ください。
11ページから15ページまでは位置図を付けております。
場所は、大久番地で、7筆、5, 492㎡になります。
(議案説明)

譲渡人と譲受人は、地縁関係があり、今回協議が整い贈与することになった。許可があり次第、所有権を移転する。
譲受人は農業に精進する。
以上で、説明を終わります。ご審議宜しくをお願いします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、9番濱本委員から報告をお願いします。

9番
濱本委員 事務局からの説明がありましたとおり、地縁での贈与になります。また、親子で農業に従事されており、地域営農にも協力的で問題は無いと思われまます。
ご審議の程、宜しくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第19号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定しました。
次に、議案第20号について、事務局からの説明を求めます。

事務局 16ページをご覧ください。
こちらも地縁での贈与になります。位置図については、17ページから23ページになります。
それでは、議案を説明いたします。
(議案説明)

譲受人は会社を退職後、地元で耕作するもので、地域農業の調和を

乱すような権利取得にはならないと考えております。
よろしくご審議をお願いします。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関連して、1番・上甲委員から報告をお願いします。

1番
上甲委員

地縁での贈与になります。譲渡人は遠方に住んでいますので、農地の管理については、地元にいる譲受人に管理してもらった方がよいので、特に問題ないと思います。
ご審議の程、宜しくをお願いします。

議 長 　　ありがとうございました。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいですか、それでは採決致します。議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。
(次のページ)

議 長 　　日程第14 「議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請(売買)について」を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

事務局 　　24ページの議案第21号をご覧ください。25ページには、位置図を載せております。

それでは、議案を説明いたします。

(議案説明)

売買価格は〇〇〇円で、道路横の倉庫付きなので、10aあたりに直しますと、〇〇〇円です。

昭和50年代に農業用倉庫として建てられて、四十数年経過しています。古いですが倉庫として何ら問題ないと思います。

今回の取得が、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、9番、濱本委員から報告をお願いします。

9番
濱本委員

今回、売買で所有権の移転をして、そのまま農業用として使用しますので、何ら問題ないと思います。

ご審議の程、宜しく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。ただいまの説明について、発言の方は挙手をお願いします。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第21号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第15「議案第22号、農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

26ページ、議案第22号をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和6年8月21日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が3件で5筆、面積は5,793㎡です。

(議案説明)

今回の計画要請の内容は農業者に対する農用地の利用集積、経営強化促進、健全な発展に寄与することを目的としております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決致します。議案第22号について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第22号について原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の審議は終了しました。

その他に移ります。

皆さんから何かありませんか。

(意見があれば、事務局対応)

事務局からありませんか。

事務局

あっせん申出関係について、Iターンの方を紹介します。

お名前が ○○ ○○ さんです。関東出身で、県の紹介で現在、○
○果樹園で研修をしています、営農経験はまだ、2～3年ですが、将来

は八幡浜か伊方で独立したいと考えています。

また、作業される中で、地元の方と知り合いになり、保内町にある空き家、農地を少しと、倉庫を無償で貸してもらえたそうです。年齢は〇〇歳です。

もし伊方町でするなら、旧伊方地区希望で、農地をお借りできたらという事でした。

何か情報があれば、連絡先を聞いていますので、よろしく願います。

議 長

他もないようなので、次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。

事務局の予定では、10月8日（火）午後1時30分から総会を開催する予定ですが、よろしいでしょうか。

以上を持ちまして伊方町農業委員会総会を閉会します。

8. 閉 会

(終了時間 14 : 17)